

はちのへ のうぎょうだより

令和3年3月号 No.538

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
○八戸市ホームページ
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



八戸市農業委員会1月総会開催 永年勤続表彰及び農業後継者顕彰式

1月14日に市庁別館2階会議室において開催された、八戸市農業委員会1月総会の後、農業委員会委員等の永年勤続表彰が行われ、農業委員として30年勤めた、松橋剛志委員、15年勤めた、籠田悦子委員、西野茂雄委員、寺沢和則委員、谷地秀典委員、農業委員並びに農地利用最適化推進委員として15年勤めた、清川新一元委員(欠席)が、その功績を称え表彰されました。

その後、第39回八戸市農業後継者顕彰が行われ、稲作農家の鈴木勝弥さん



後列左から谷地委員、西野委員、寺沢委員
前列左から籠田委員、松橋委員



顕彰された鈴木さん(前列中央)

(市川地区)に、籠田会長から顕彰状と記念品が贈られました。
農業委員会では、農業後継者の育成を目的に、昭和57年に農業後継者顕彰要領を制定し、農業に積極的に取り組んでいる模範的な後継者を顕彰しており、鈴木さんは66人目の受賞者となります。
鈴木さんは、大工として働いた後、青森県営農大の講習を受けながら水田を借り入れる形で就農しました。平成29年には、経営規模の拡大と従業員の安定的な雇用を図るため、家族とともに

に鈴木ファーム株式会社を設立しています。

現在の経営の特色としては、鶏糞や豚糞の使用により地力の向上と化学肥料の削減に努めているほか、圃場の大区画化により作業効率の向上を図っています。また、社会情勢の変化や米価下落等のリスクに備え、多様な販路の開拓に努めるとともに、飼料用米など新規需要米を組み合わせた経営を行っています。

今後は、特別栽培米の生産や、コンクール等への出品、水稻に適さない農地のんにく栽培への転作なども視野に入れ、農地の有効利用と安定した農業経営の継続を目標にされるなど、農業へ取り組み姿勢は、地域の模範として、また、八戸の農業の将来を担う青年農業者として期待される農業後継者です。

籠田会長からの励ましに対して鈴木さんは、情勢は日々変化しており、不安を抱くこともあるが、地域の先輩方が築いてこられた農業をさらに発展させるとともに、農業経営の向上と安定のため、今後も一層努力していきたい」と意気込みを語っていました。



オラほのだから



今月号では、豊崎地区の稲作農家、松橋平治さん(65)を紹介します。

豊取 材担 区当
赤坂 英夫 委員
赤坂 力雄 委員
田中 忠二 委員

今回は、豊崎地区の稲作農家で、新しい栽培方法により収量を上げている、松橋さんにお話をお伺いしました。

◎就農のきっかけは？

先祖から引き継いできた農地をしっかり守っていきたいという気持ちが強くなり、会社勤めをしながら農業を始めました。スタート直後は、とにかくと稲作を始めましたが、稲作が性に合っていることに気づき、稲作専業に切り替えました。

◎現在の経営内容は？

当初、50aからのスタートでしたが、現在は規模を拡大してきています。ここまで規模拡大するには多額の投資をしてきました。最新の田植機、大型コンバイン(60馬力)を導入し、一人で営農できる仕組みを完成させました。

◎苦労されたことは？

現有の育苗ハウスは限られた苗箱数



大型コンバインと松橋さん

しか入らなかったもので、面積を拡大することができませんでした。いろいろ工夫して、反当たりの箱数を減らしましたが、期待どおりの反収が上がりませんでした。縁あって、ヤンマー農機の密[※]苗を採用、更に工夫を重ね、現在は375g播種で期待どおりの収量を上げることができています。

◎農業をやって良かったと思うことは？

農業をやり始めた頃は儲からないと思っていました。今ではやり方次第で収量がアップすることがわかり、稲作に楽しみを感じています。東京の友人からとても美味しいお米だと言ってもらえることが、何よりの励みになっています。

◎今後の抱負は？

自分の取り組みが、次世代の方々に少しでも参考になれば幸いと考えています。今後は更なる増収、増益を目指して頑張りたいと思っています。また、75歳をリタイアの目標に定め、投下資金もしっかりと回収して、家内と心豊かに旅や趣味で人生を楽しみたいと考えています。

※密苗とは

通常、100〜150gで播くところを、乾籾250〜300gで播くことで大幅な省力化・低コスト化・労力軽減などを実現する技術です。

(ヤンマーHPより)

細って得する 農業者年金

農業者年金は、加入者自らが支払った保険料が将来の自らの年金給付に使われる積立方式の年金です。

- ①60歳未満、②国民年金第1号被保険者、③年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。

◆年金額を試算してみませんか？◆

農業者年金基金ホームページ
<http://www.nounen.go.jp>

農家座談会での質問に お答えします ⑥

【質問】 隣地の木が大きくなって自分の農地に日陰ができて困っています。どうしたらいいですか？

【回答】

いわゆる「日照権」は農地にも認められるようですが、話し合いによる解決ができず、一定の受忍限度(「我慢」)を超え、農業経営に重大な影響がある場合等に不法行為が成立するようです。

また、民法上、境界を越えて伸びた「枝」は所有者に切除を依頼するにとどまる一方、「根」は切ることができるよう。しかし、根の切断による枯木や倒木等のトラブルを防ぐためにも、一方的に根を切るのではなく、所有者と十分に話し合います。

なお、こうした民事上の権利関係の問題には市役所は介入しかねるため、当事者間で解決していただくこととなります。

ただし、農地が荒廃等により適正に利用されていない場合、農業委員会が相談を受けた際は、強制力はないものの、現地確認後、所有者に伐採や草刈りの依頼をしています。

令和3年度用農業用免税軽油の申請仮受付について

令和3年4月以降の免税軽油に係る免税証の交付申請を、次のとおり「仮受付」します。
 令和3年度税制改正による免税軽油制度の継続が正式な交付の条件となりますので、ご了承ください。
 なお、免税証の交付は令和3年4月以降となります。

1. 申請受付日時…随時受付しています。
2. 申請受付場所…三八地域県民局 県税部課税第一課窓口
3. 提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等（○の表示）を準備して申請してください。

提出書類等	三八県税部にあります。									申請者が事前に準備してください。													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21		
(注1)	免税証交付申請書	免税軽油所用数量計算書(農業用)	県税関係証明等原簿	免税軽油使用者証交付申請書	免税軽油使用者証共同交付申請書	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書	誓約書(注2)	免税軽油使用者証書換・再交付申請書	免税軽油使用者証亡失届	耕作証明書(農業委員会発行)	免税軽油使用者証(前年以前交付のもの)	機械販売証明書等	軽油使用計画書	前年度軽油使用明細書	免税軽油の引取り等に係る報告書(注3) (軽油納品書等添付(写し可))	組合員名簿(全員の押印必要・写し不可)	組合定款・規約及び総会の議事録謄本	切手460円(返信用封筒に貼付すること)	印章(ハンコ)	封筒(長形3号・120×235mm/m)	県収入証紙400円 (県税関係証明等原簿に貼付すること)		
申請区分	個人・共同	新規	○	○	○	○	△1	交付申請数量が使用期間1月当たり1kl以下の方	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		継続	○	○																			
		更新	○	○	○	○	△1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	共通	新規	○		○	○			○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		継続	○								○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		更新	○		○	○			○		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		書換								○		○	△2										△3
再交付							○	○												○			

- △1 共同申請の場合、「免税軽油使用者証交付申請書」は「免税軽油使用者証共同交付申請書」を使用する。
- △2 免税軽油使用者証から、機械を削除する場合は、不要である。
- △3 更新手続きと同日付で行う場合は、不要である。

注1 新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方
 継続…免税軽油使用者証の交付日が平成31年3月1日以後の方
 更新…免税軽油使用者証の交付日が平成31年2月28日以前の方



注2 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること等、地方税法で定める欠格事項への該当がないことを誓約していただく書類です。

注3 「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「軽油納品書等」の提出がない場合は、免税証の交付ができません。

編集発行 令和3年3月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会 (TEL 43-9164) 印刷部数4, 100部 印刷経費1部あたり484円

農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎43-9448

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	豊崎町	前田	21-2	田 (農用地)	674	応相談
②	豊崎町	下谷地	16	田 (農用地)	896	応相談
			33	田 (農用地)	995	

■農地を貸します

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	櫛引	熊ノ沢越	83	畑 (農用地)	3,895	応相談

alis-ac 全国農地ナビ

全国の農地情報の確認にはインターネットの「全国農地ナビ」をご利用ください。画面上の地図から農地の所在、地番をはじめ、地目、面積、所有者の意向などを調べることができます。

全国農地ナビ <http://www.alis-ac.jp/>

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、接種の準備が進められています。そんな中で、ワクチン接種をかねて不審電話が発生しているようです。新型コロナウイルスに係るワクチン接種のために必要としたり、金銭や個人情報などをだましとろうとする電話に関する相談が、消費生活センターに寄せられているとのこと。市町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報などを求めることはありませんのでご注意ください。不審電話が多すぎて、知らない番号の電話に出ることを躊躇し、大事な要件も逃してしまわないよう、気を付けましょう。

編集後記



農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
3月	3/11-3/19	4/19	5/11
4月	4/12-4/20	5/20	6/4
5月	5/11-5/20	6/16	6/29

※他法令との調整により、変更となる場合があります。農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
3月	3/5	3/15	3/22	3/31
4月	4/5	4/15	4/20	4/30
5月	5/6	5/14	5/20	5/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。